

「環境影響評価対象事業（最終処分場）の規模の見直し案」の県民意見提出（パブリック・コメント）手続の結果

意見募集期間： 令和2年10月1日から令和2年10月28日まで

意見等の提出件数： 80件（53通）

区分	件数
合計件数（通数）	80件（53通）
既に盛り込み済	29件
趣旨を反映したご意見	28件
反映できなかったご意見	15件
今後の取組の参考	2件
その他	6件

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

番号	分類	意見等の概要	件数	既に盛り込み済	趣旨を反映したご意見	反映できなかったご意見	今後の取組の参考	その他	県の考え方
1	対象事業の規模見直し	事業敷地面積10ha以上の新設及び増設を対象とすることに賛成。	29	○					特別地域内で計画する事業敷地面積10ha以上の最終処分場を対象とするよう見直しました。
2		特別地域だけでなく、全域において対象としてほしい。	1			○			最終処分場の事業特性などを踏まえ、より自然環境への配慮を求めるため、環境保全と創造について特に配慮すべき地域である特別地域での対象規模を引き下げました。
3		事業規模の大小に関わらず、すべての最終処分場を対象としてほしい。	7			○			対象規模に関しては、最終処分場が廃棄物の適正かつ安定的な処理を行う上で不可欠な施設であることや実際の最終処分場の規模なども踏まえ、検討を行いました。
4		見直し案より小さい規模（1ha、5ha、7ha等）を対象としてほしい。	6			○			この結果として、特別地域内で計画する事業敷地面積10ha以上の最終処分場を対象とするよう対象規模を引き下げました。

番号	分類	意見等の概要	件数	既に盛り込み済	趣旨を反映したご意見	反映できなかったご意見	今後の取組の参考	その他	県の考え方
5	対象事業の規模見直し	条例改正の見直しは必要ないと思います。	1			○			従来から、最終処分場の建設計画に関しては、地域の関心も高く、環境影響への懸念を持たれることも多い状況です。この点に配慮するため、環境影響評価審査会の意見を聴きながら、対象規模を見直しました。
6		神戸市の場合は、新增設に係る区域の面積のうち自然の改変を伴う部分の面積は5ヘクタール以上、区域のうち緑地の保全区域等の部分の面積は、2.5ヘクタール以上としさらに高い基準を設定している。県としてさらなる適正な配慮が行われるよう求める。	1				○		特別地域内で計画する事業敷地面積10ha以上の最終処分場を対象とするよう見直しました。今回の見直し後も、更なる配慮等が必要となる場合は、ご意見を参考とさせていただきます。
7		敷地面積の数値について、根拠は定かではないが、秋田県3ha、岡山県5ha、岡山市は1.25haで、国10haなどがあり、市町や過密地域など実情に応じて、小さくなる傾向が見られる。この度の条例案10haは大阪府と同等であり、その根拠を伺いたい、明確な回答をお願いします。	1					○	対象規模に関しては、最終処分場が廃棄物の適正かつ安定的な処理を行う上で不可欠な施設であることや実際の最終処分場の規模なども踏まえ、検討を行いました。 この結果として、特別地域内で計画する事業敷地面積10ha以上の最終処分場を対象とするよう対象規模を引き下げました。
8		県内の産廃最終処分場で15ha以上の環境影響評価対象となった既設あるいは計画している施設数と、見直しにより新たに10ha以上で評価対象となる見込みの施設数を伺います。	1					○	これまでに環境影響評価に関する条例の対象として手続を行った最終処分場の事業はありません。また、条例施行規則の改正により、今後数件の事業が対象となると見込んでいます。

番号	分類	意見等の概要	件数	既に盛り込み済	趣旨を反映したご意見	反映できなかったご意見	今後の取組の参考	その他	県の考え方
9	経過措置	見直し案に伴う条例施行規則の改正を早期に行い、年度内の改正規則の施行を目指すよう強く望む。	1		○				条例施行規則は令和3年2月19日に改正をしました。また、施行は令和3年4月1日を予定しています。
10		改正の施行時に手続き中の事業に関して、適用しないとする経過措置を設けるべき。	8		○				条例施行規則の改正にあたり、以下の経過措置を設けました。 (1) 施行日時点で事業計画が策定されているものとして、県の確認を受けている事業は、概要書から実施。
11		施行規則の改正を、事前手続が進行中の事業計画に対して適用することは違法の疑いがある。	1		○				(2) (1)の確認を受けており、かつ、施行日時点で環境影響評価指針に基づく調査又はそれと同等の調査に着手しているものとして県の確認を受けている事業は、準備書手続から実施。
12		兵庫県は、当社が本件改正の適用の対象とはならないように経過措置を設置しなければならない。 さらに、兵庫県が定める事前手続において生活環境アセスをすでに実施した事業者は、適用除外とすべきである。	1		○				(3) 施行時に廃棄物処理法の施設設置許可申請等を行っている事業に関しては、環境影響評価に関する手続等は適用しない。

番号	分類	意見等の概要	件数	既に盛り込み済	趣旨を反映したご意見	反映できなかったご意見	今後の取組の参考	その他	県の考え方
13	経過措置	現在計画中の事業にも、改正内容を適用すべき。	16		○				<p>条例施行規則の施行時点で、計画中の対象規模以上の事業は、環境影響評価手続が必要となります。ただし、手続の進捗に応じて、以下の経過措置を設けています。</p> <p>(1) 施行日時点で事業計画が策定されているものとして、県の確認を受けている事業は、概要書から実施。</p> <p>(2) (1)の確認を受けており、かつ、施行日時点で環境影響評価指針に基づく調査又はそれと同等の調査に着手しているものとして県の確認を受けている事業は、準備書手続から実施。</p> <p>(3) 施行時に廃棄物処理法の施設設置許可申請等を行っている事業に関しては、環境影響評価に関する手続等は適用しない。</p>
14		改正の施行後に紛争予防条例手続に入るものは、改正内容を適用すべき。	1		○				

番号	分類	意見等の概要	件数	既に盛り込み済	趣旨を反映したご意見	反映できなかったご意見	今後の取組の参考	その他	県の考え方
15		当初は小規模敷地面積で計画し、最終処分場の完成後、次々と増設していくことが考えられる。 計画当初に、施設の増設の有無を確認し、増設がない場合は確約書を取り、増設計画がある場合は、最終計画の敷地面積に応じた調査、予測及び評価を行った環境影響評価をさせるべき。	1				○		特別地域内で計画する事業敷地面積 10ha 以上の最終処分場を対象とするよう見直しました。今回の見直し後も、更なる配慮等が必要となる場合は、ご意見を参考とさせていただきます。
16	その他	今回の条例改正案は、公平性に向け、あまりに唐突な改正案である。 今回の条例改正案で又、先のばしにしようとしているこの町に希望が持てない。	1					○	従来から、最終処分場の建設計画に関しては、地域の関心も高く、環境影響への懸念を持たれることも多い状況です。この点に配慮するため、環境影響評価審査会の意見を聴きながら、対象規模を見直しました。
17		西有年産業廃棄物最終処分場の建設に反対する。	3					○	<個別事業計画に関するご意見のみの記載でした。>